

第百六十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二十八号

平成十八年六月七日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 石原 伸晃君

理事 倉田 雅年君 理事 棚橋 泰文君

理事 西川 公也君 理事 早川 忠孝君

理事 松島みどり君 理事 高山 智司君

理事 平岡 秀夫君 理事 漆原 良夫君

理事 赤池 誠章君 理事 稲田 朋美君

近江屋信広君 太田 誠一君

笹川 堯君 柴山 昌彦君

下村 博文君 とかしきなおみ君

平沢 勝榮君 三ツ林隆志君

矢野 隆司君 保岡 興治君

柳澤 伯夫君 柳本 卓治君

石関 貴史君 河村たかし君

小宮山泰子君 細川 律夫君

伊藤 涉君 保坂 展人君

滝 実君

法務大臣 杉浦 正健君

法務副大臣 河野 太郎君

法務大臣政務官 三ツ林隆志君

政府参考人 (警察庁刑事局組織犯罪対策部長) 米田 壯君

政府参考人 (法務省刑事局長) 大林 宏君

法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

六月七日

辞任

森山 眞弓君

同日

辞任

補欠選任

とかしきなおみ君

補欠選任

とかしきなおみ君 森山 眞弓君

六月五日

共謀罪の新設に反対することに関する請願(下

条みつ君紹介)(第二五三八号)

国籍法の改正に関する請願(仲野博子君紹介

(第二五三九号)

同(近藤昭一君紹介)(第二五八六号)

同(丸谷佳織君紹介)(第二六三六号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定を

求めることに関する請願(奥村展三君紹介)(第

二五四〇号)

同(菅野哲雄君紹介)(第二五四一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二五四二号)

同(近藤昭一君紹介)(第二五八七号)

同(田島一成君紹介)(第二五八八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二五八九号)

同(照屋寛徳君紹介)(第二五九〇号)

同(亀井静香君紹介)(第二六三七号)

同(菅直人君紹介)(第二六三八号)

同(重野安正君紹介)(第二六三九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二六四〇号)

同(阿部知子君紹介)(第二六六九号)

同(小宮山洋子君紹介)(第二六七〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二六七一号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第二七〇一号)

同(大島章宏君紹介)(第二七〇二号)

同(岡本充功君紹介)(第二七〇三号)

同(細野豪志君紹介)(第二七〇四号)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年

院施設の増員に関する請願(赤嶺政賢君紹介

(第二五四三号)

同(石井郁子君紹介)(第二五四四号)

同(笠井亮君紹介)(第二五四五号)

同(穀田恵二君紹介)(第二五四六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二五四七号)
同(志位和夫君紹介)(第二五四八号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二五四九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二五五〇号)
同(細川律夫君紹介)(第二五五一号)
同(吉井英勝君紹介)(第二五五二号)
同(山口俊一君紹介)(第二五九二号)
女性の人権の確立を目指す法制定に関する請願
(阿部知子君紹介)(第二六六八号)
民法改正において選択的夫婦別氏制度の導入に
関する請願(加藤公一君紹介)(第二七〇〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第

四九号)(参議院送付)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に

関する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)

○石原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、組織的な犯罪の処罰及

び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律案並びに犯罪被害財産等による被害回復給

付金の支給に関する法律案の両案を一括して議題

といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関

する法律の一部を改正する法律案

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に

関する法律案

(本号末尾に掲載)

○杉浦国務大臣 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収

益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給

に関する法律案につきまして、一括してその趣旨

を御説明いたします。

現行の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制

等に関する法律は、詐欺、出資法違反といった、

いわゆる財産犯等の犯罪行為によりその被害を受

けた者から犯人が得た財産等である犯罪被害財産

については、被害者の犯人に対する損害賠償請求

権等の実現を優先させるため、その没収、追徴を

禁止していますが、そうした損害賠償請求権等を

十分に行使することができないような事案におい

ては、結果として、犯人に不法な利益である犯罪

収益を保有させかねない事態が生じているところ

であります。また、暴力団関係者らによる組織的

なやみ金融事案の犯罪被害財産の一部が外国の銀

行に隠匿され、これが当該外国によって没収され

るという事案が発生したことから、当該外国から

その財産を譲り受けた上、当該事案の被害者の財

産的被害の回復に充てる必要がございます。

これらの法律案は、このような状況を踏まえ

て、犯罪収益の剥奪及びそのような犯罪の被害者

の保護を一層充実させるため、所要の法整備を行

おうとするものでございます。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制

等に関する法律の一部を改正する法律案の要点を

申し上げます。

第一は、現行法上は没収、追徴が禁止されてい

る犯罪被害財産について、犯罪が組織的に行われ

た場合や当該犯罪被害財産が隠匿された場合な

ど、被害者による損害賠償請求権等の行使が困難

な場合には、その没収、追徴を可能とした上、そ

の財産等を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の支給に充てることとすることとをさせていただきます。

第二は、外国が没収した財産等の譲与を受けるに際し、いわゆる相互主義の保証を行うことができるようにするため、外国から要請された裁判の執行の共助により没収した財産等を、当該要請をした外国に譲与することができるようになることとをさせていただきます。

次に、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害回復給付金の支給手続を定めることとあり、没収した犯罪被害財産に相当する金銭の保管を初めとする支給手続の主体を檢察官とすること、被害回復給付金の支給の申請をすることとができる者については、犯罪被害財産の没収、追徴の理由とされた犯罪行為の被害者のほか、これと一連の犯行として行われるなどした犯罪行為の被害者とするなど、所要の規定を整備することとしております。

第二は、外国において没収された犯罪被害財産に相当する財産等についても、外国から譲与を受けた場合には、以上の手続に準じて、被害回復給付金の支給に用いることを可能とすることとをさせていただきます。

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石原委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長米田壯君、法務省刑事局長大林宏君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○石原委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。矢野隆司君。

○矢野委員 おはようございます。自由民主党の矢野隆司でございます。

ただいま、杉浦法務大臣よりる提案理由説明をいただきましたが、今回の組織的犯罪処罰法の一部改正法案並びに被害回復給付金支給法案というものにつきましては、端的に申し上げて、二〇〇三年八月に摘発されました暴力団山口組系五菱会関係者によるやみ金融事件をきっかけに、いわゆる犯罪者からその犯罪収益を没収、追徴、あるいは外国にて蓄財されておるそれら収益を譲与してもらおう、そしてさらに被害者に回復給付しよう、こういったことから、その趣旨のつとめて、今回の二法案の整備に取り組むものと理解しております。

そこで、質問を幾つかさせていただきますかと思っております。

まず、いささか個別具体的なことから入らせていただきますけれども、組織的犯罪処罰法改正案第十三条三項から伺いたいと思っております。

この中で、犯罪被害財産を没収することができ規定の一つとして、「被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき」とございます。要は、暴力団やあるいは特異な圧力を標榜するような組織の構成員による、いわばお札参りのようなことが想定されたり、また、被害者が一体全体だれに請求すればいいのかわからない、こういったときにこのことを明示的に書いていっているのではないかと理解しておりますが、具体的に、国民の皆さんに、どういった場合のことを想定してこの規定が生まれたのかといったことをわかりやすくまず御説明をいただきたいと思います。

○大林政府参考人 委員御指摘のとおり、改正法の組織的犯罪処罰法第十三条第三項第一号は、犯

罪被害財産を没収することができる場合について、前段において犯罪が組織的に行われた場合を例示した上、後段において、「その他犯罪の性質に照らし」、「犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき」と規定しております。

したがって、同号後段の規定につきましては、その前段の要件には必ずしも当たらないものの、犯罪の罪の種類、犯罪行為の態様等の客観的事実から判断して、被害者が犯人に対する損害賠償請求権等行使することが困難であると認められる場合、例えば暴力団員が殊さらに自己が所属する暴力団組織の威力や組織による報復の可能性を示しつつ恐喝に及んだ事案や、複数の者が犯行に関与しているため適切な者に損害賠償請求権を行使することが困難であるような場合も該当するものと考えられ、その場合には犯罪被害財産を没収することが可能となります。

○矢野委員 要は、暴力団の関係者がそういう会社を経営したり、あるいは裏でいろいろ組織立って金を貸して、不法な取り立てを行ったり法定外の過大な利息を徴収しておる、こういったことから被害者を守ろう、こういうことであると思えますが、新聞報道によりますと、そういうやみ金業者というのは全国に二万社あって、うちその二割が暴力団の関係者がかかわっているという報道が、平成十五年八月五日の日経新聞の夕刊に出ておりました。

そこで、昨日、きょうの質疑に先立ちまして、警察庁の方からお越しをいただきまして、現在、そういう暴力団員がかかわるやみ金融会社というのはどれぐらいあるんでしょうかというところをお尋ねしましたところ、まさにやみの会社でございますのでそこはわかりませんが、それがやみのやみであるゆえんでございますと言われたものですから、なるほど、それともうだなと思いたがらう、そこで、ちなみに、だれが暴力団の構成員であるとか組織の構成員であるとか、そういった個々の認定というものは各都道府県警あるいは公

安調査庁の所管の部署がなされておるものと理解しております。暴対法の改正以来、なかなか情報の収集に関しては御苦労されているとも聞いておりますし、そこで、そういった認定の基準というものがあるのであればお伺いしたいと思います。

また、一般市民にはそういう相手先が暴力団かどうかということがわからない場合も多々あるようでございますので、その場合の警察の対応、あるいは個別事案によってそういう認定された者であるといったことを情報開示するのかどうか、市民への情報提供という意味で警察庁としてどういふふうな取り組みをされておられるか、伺いたいと思っております。

○米田政府参考人 まず、暴力団員であるかどうかというのは、その者の活動状況、それから暴力団が作成をいたしましたいろいろな書状のようなものがございまして、そういうものの氏名等の記載状況、それから検挙時における本人の供述、こういうことなど客観的な事実を総合的に判断して認定をしているところでございます。

暴力団情報の提供でございますけれども、平成十二年に警察庁、当時の暴力団対策部長からの通達がございまして、各都道府県警察がこういう情報を提供するに当たりましての基本的な考え方、情報提供基準等を定めております。具体的に申し上げますと、暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止または回復、それから暴力団の組織の維持または拡大への打撃、こういう観点から公益性が認められるという場合には、提供する暴力団情報の範囲、内容を検討の上、それを必要とする者に提供するということとをさせていただきます。

この枠組みによりまして、例えば暴力団による被害を回復するための民事訴訟の支援をする場合、あるいは市民による暴力団事務所の撤去運動を支援する場合、それから、これは市民ではございませんで行政であります、福祉事務所が暴力団員による生活保護不正受給を防止しようとする場合等、いろいろな場合に情報提供を行っているところでございます。

○米田政府参考人　やはり個人情報でございますので、そこはまたケース・バイ・ケースで、真に必要なと認めした場合、それから、提供する範囲というものもございます。例えば、自分のところの施設で何か行事をやりたいといつて申し込んできたんだけれども、どうも何か雰囲気がおかしい、これはひよつとして暴力団が威力誇示するたためのいわゆる義理かけ行事ではないかということであれば、それは、確かにそうです、あなたのとこに申し込んできたのはこういう団体ですといいますが、うようなことはお教えるかもしれませんが、個々の、個人の情報までは必要でないだろうということ、範囲はその場合その場合で限ってお教えするということはございます。

それでは、先ほどの五菱会の事件に戻りたいと思います。被害者の民事請求を念頭に東京地検の方で押収しておつた三億三千六百万円を、東京国税局がそのうち約一億円を、これは所得税なんぐらでしようか、これの滞納を理由に差し押さえた経緯がございます。裁判中であるにもかかわらず国税庁が差し押さえたことについては種々議論があつたようでございますが、検察の没収保全と国税の滞納処分による差し押さえにつきましては、言葉が正しいかどうかは自信がありませんが、先着主義とでも申すのでしょうか、いわば早い者勝ち的な考え方で行われておるといふうにも聞いております。

同種のこのような事案が起きることは想定されるわけで、今回の法律の改正と絡めて、そのあたりの対応についてお伺いしたいと思います。

○大林政府参考人 御指摘の件は、いわゆる五羣会事件の捜査の過程において被告人から押収された現金約一億円が東京地検において保管中であったところ、国税当局によりその還付請求権の差し押さえがなされていたことに伴い、同事件の判決確定後である本年一月、東京地検から国税当局に当該現金が引き渡されたものと承知しております。

五菱会事件の判決では、御指摘の現金は、その一部が犯罪被害財産に当たることなどを理由として没収しないこととされ、その結果、国税当局へへの引き渡しに至ったものと承知しておりますが、仮に今回の法整備の後に今回と同様の事件が発生した場合には、犯罪被害財産であっても、刑事手続においてこれを没収した上、被害回復給付金の支給に充てることができるようになるため、基本的には今回のような問題が生ずることはなくなるのではないかと考えております。

また、刑事手続における没収保全と国税滞納処分による差し押さえが競合した場合についてのお尋ねですが、今回の改正法案の適用対象となる事案は、組織犯罪やマネーロンダリングなど、通常、捜査機関による事案の解明なくして犯人の所得や犯罪収益を特定することは極めて困難な事案であると考えられますので、検察官等の請求によって行われる没収保全に先んじて国税当局が犯罪被害財産の差し押さえをするという事態が生ずることは相当にまれなことであらうと考えられ、刑事裁判において犯罪被害財産を没収することができないという事態が生ずることは考えにくいものと思われまます。

意交渉中とも伺いますが、中には半分は返つてくるだろう、そういうような説を唱えられる方もいらっしゃるようです。

で、今現在、交渉の状況はどういうふうな状況になつておるのか、また、だれとだれがどのようにに交渉しておるのかということを、お答えできる範囲で結構ですので教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 御指摘のスイスが没収した約五十一億円の財産を譲り受けるための交渉につきましては、現在、外交ルートで協議が継続されているところでございます。

スイスから譲り受けることができる金額の見込みを含め、協議の状況及び内容につきましては、外交交渉に関することでもあり、お答えを差し控えています。ただ、法務省といたしましては、外務省と緊密に連携をとりつつ、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○矢野委員　五十一億円が分母ですので、一円でも多くということとみみっちい話になりますので、幾らでもいいですから多目というのか、多く返していただきたい、そういう交渉をしていただきたいと思うのでございますが、そもそも五十一億円もその巨額の資金をスイスに送金できたという、そのスキームについてちよつと教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 お尋ねの事案の概要は、暴力団幹部らが無登録で貸金業を営み、かつ、出資法に違反して受領した利息等で購入した無記名の割引金融債の犯罪収益等を隠匿しようとして、その割引金融債の償還金をクレディ・スイス香港支店に開設した同暴力団幹部名義の口座に入金し、さらにその口座から、その預金を含めた約5

でございますが、今のお答えに関連しまして、要するに、香港からスイスへは計十三回で五十一億送ったということだと思いますが、では、日本か

ら香港まではどうやって 要するに日本の銀行から送ったのかどうか、あるいはそれは何回に分けてとか、そういった資料が今おありでしたら教えていただきたいんですけれども。

○大林政府参考人 日本からクレディ・スイス香港支店への入金については、割引金融債の償還金をそちらの口座に送金して入金したということでございまして、その過程において、日本の銀行の関与が認められるというふうに承知しております。

○矢野委員 報道では、スイスの某銀行のことばかりが取りざたされておりますが、日本の銀行もこれにかかわっていたということでございます。さらに、無記名の割引債をいわば悪用しておつたというふうな位置づけられるのではないかと思いますが、今後、同種のこのような事件でこのような送金があった場合、なかなか難しいかもしれませんけれども、捜査当局としてはどういった取り組みを示されるのか、おありでしたら教えていただきます。

○大林政府参考人 組織的犯罪処罰法は、金融機関等による疑わしい取引の届け出について定めておりまして、我が国において銀行業を営む、外国銀行を含む金融機関等は、その業務において收受した財産が犯罪収益等である疑いがある場合、または業務に係る取引の相手方が当該業務に関し犯罪収益等隠匿罪に当たる行為を行っている疑いがあるのと認められる場合には、速やかに金融庁長官に届け出ることが義務づけられております。また、金融庁長官は、外国の機関から情報の提供を受けることもできます。そして、同法は、金融庁長官がこれらの情報を分析し、捜査機関等に提供することを定めております。

捜査機関においては、こうした情報により、犯罪があるとする場合には、関係機関と連携して、犯罪収益等隠匿罪やその前提犯罪について所

要の捜査を尽くしていくものと承知しております。

○矢野委員 ちなみに、この被害回復給付金支給法案、新法の第三十六条に絡んで御質問をさせていただきますが、それら送金された犯罪被害財産が外国において、よしんば不動産等の購入に充てられていたという場合、これはどうなるんでしょうか。現金ならそのままこちへ持って帰ってくることはできると思いますが、そういった場合はどういふことが想定されるのか、教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 犯人が不動産の形で外国に犯罪収益を保有している場合において、我が国として、当該不動産を用いて被害回復給付金を支給しようとする場合には、基本的には、我が国から当該外国に対し、当該外国で没収された不動産について、これを外国の当局にて換価した代金を譲り受けるべく、外交交渉を通じて当該外国にその旨の要請をすることになると考えられます。

御指摘のとおり、被害回復給付金支給法第三十六条は、外国譲与財産が金銭以外の財産であるときは、検察官においてその換価等をしなければならぬ旨規定をしておりますけれども、この規定は、基本的には、動産のように、その財産ごと譲り受ける財産を想定した規定でございます。不動産について適用することは考えにくいものと考えております。

○矢野委員 ということは、不動産は現地で売却して、その売却代金を持って帰ってくるということではないんですか。そうではないんですか。

○大林政府参考人 基本的にはそのとおりだと思います。

○矢野委員 今回の五委員会でも新聞に出ておりますこのスイスの銀行も、名前は申しませんけれども、この銀行というのは、過去にもいろいろ問題を起しておりました。かつて、我が国からリテール部門を撤退しなさい、こういう指導を受けて撤退を余儀なくされたりもしておりました。その際には、銀行員が香港まで現金を持ってい

き、ジュネーブやチューリヒの支店で預かります、そういった違法性の高いことを指南しておったこともございました。

例えば、一例を申し上げますと、財務省や国税庁に知られることなく海外に送金したり、あるいは既に送金したお金を今度は日本に戻すという不法行為の場合には、ホテルを二部屋とりまして、相互に、相手の顔が知られないように現金を移動させたり、あるいはそういう資金を両替する、これを業界ではスワッピングというそうですが、そういう手法をこの銀行はかつて指導していたことを私は知っております。

いずれにせよ、五十一億円という巨額の送金でございますので、私としては、手数料、あるいは五十一億円ですから口座管理料は取らないのかも知れませんが、それにつきましても相当な額になつたんじゃないかと思っております。本来ならば、それも没収といひますか、差し押さえをしていただきたかつたぐらいでございますけれども、何せ肝心の担当の銀行員が無罪になつた、こういうようなことでもございしますので、これ以上の発言はいたしません。

そこで、この五十一億円の犯罪収益につきまして、一体全体、いわゆる被害者といふのは何人ぐらいになるのか、教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 スイスに隠匿された五十一億円の犯罪収益がどの被害者の財産により形成されたかについては、判決等においても明らかにされていないため、この犯罪収益に直接結びついて被害者の数を正確に申し上げることは困難であることを御理解いただきたいと思ひます。本法律を成立させていただいた後、本法律に従つた手続により、最終的に確定されることとなると思ひます。

○矢野委員 正確には困難ということでは、かなりの人数であろうということが想像される、こういうことでございしますが、この事例に即せば、被害回復給付金の支給手続というものは検察

官がなされる。これは極めて大きな労力を使つて事務処理をされるのであらうな、こう思ふのでございしますが、法案で言う被害回復事務管理人という制度が今度設けられるということで、弁護士さんが当たられるというふうに聞きますが、その費用につきましては、被害回復給付金支給法第二十六条で、給付資金から支給されるとございします。例えば、これは取り扱う事案によつて、非常に巨額の、それこそ五十一億円の例もあるわけですから、その場合の報酬といふものは、取り扱う事案の大きい、少ないによつて変動するものなのか、あるいは何か一定の基準が設けられるのか、そのあたりをお尋ねしたいということが一点。

それから、被害回復給付金の支給法案の第七条の二項では、支給の申請期間については三十日以上、こういう規定がございします。逆に、いつまでという最長の年限は区切られておりません。一人でも多くの被害者に給付金が支給されることを希望するものでございしますが、今、正確な被害者の算定は困難ということでもございましたけれども、今回の五委員会事件でいへば、最終的には、いわゆる一件落着となるまでどれぐらいの期間を見込んでおられるか、二点、教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 被害回復事務管理人の報酬につきましては、基本的には、その職務執行の対価として相当と認める額を定めるべきであり、具体的に、実際に遂行した事務の作業量等を考慮して算定することになるものと考えられます。したがつて、取り扱う事案ごとに実際に遂行した事務の作業量も異なることになると考えられますので、その報酬の額も事案に応じて変わり得るものと考えられます。

また、手続終了期間についてお尋ねでございます。

支給手続全体に要する期間は、支給申請期間、その後の調査や審査に要する期間、各種の不服申し立ての処理に要する期間など、事案の規模や複雑さ、手続の進展状況等に応じて決まることとな

り、御指摘の五委員会事件につきましては、被害者が多数存在する大規模な事件であることもあり、数カ月程度の長期の申請期間を設けることとなると思ひます。その後の手続に要する期間については、実際の申請人の数や不服申し立ての状況などに左右されることになりまので、一概にその見込みを申し上げることは困難であることを御理解いただきたいと思ひます。

○矢野委員 一人でも多く、素早く救済されたいいな、こう思つております。

そこで、基本的なことに立ち返つてお尋ねをいたしますが、今回の二つの法律案、いわゆる改正案と新法でございしますが、これらの法律で言います犯罪被害者といふ人たちは、どういふ犯罪に巻き込まれた人といふのか。あるいは、古くは、M資金話でありますとか原野商法、それから近年の振り込め詐欺、そういったものももちろん入ると私は思ふのでございしますが、また、昨日も、福岡の資産運用会社が五千から百億円を集めたという事案についての捜査も始まつたようでございます。

きのうの件は結構でございますけれども、どういった犯罪に巻き込まれた人といふのか、そこを教えていただきたいと思ひます。

○大林政府参考人 今回の法整備は、詐欺や出資法違反などの財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から犯人が得た財産等である犯罪被害財産について、その犯罪行為が組織的な態様で行われた場合やマネーロンダリング行為が行われた場合に、その没収、追徴を可能にした上で、これにより得られた財産を被害回復給付金として、その事件の被害者及びこれと一連の犯行として行われた犯罪行為の被害者に支給することにより、その財産的被害の回復を図ることを目的としたものでございします。

したがつて、救済の対象としては、例えば組織ぐるみで行われた振り込め詐欺事件や、出資法違反のやみ金融事件の被害者、暴力団員が殊さらに自己が所属する暴力団組織の威力や組織による報

復の可能性を示しつつ敢行した恐喝事件の被害者、犯罪被害財産が架空名義の銀行口座に預金されたり第三者に仮装譲渡されるなどした場合の事件の被害者等が救済の対象になるものと考えております。

○矢野委員 最後に、大臣にお尋ねしたいと思っております。

被害回復給付金の支給手続にしましては官報をもって公告する、こういうふうになされております。しかし、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、この官報というものをどれだけの国民が注目して定期的に読んでいるか、見ているかという、私は、いささか心もとない感じがしております。

そこで、例えば法務省が適切かどうかはわかりませんが、法務省あるいはその他のホームページでそういった公告にかわるものをするとか、あるいは、今一生懸命取り組んでおられます日本司法支援センター、法テラス、この組織の周知徹底の意味も含めて、この司法支援センターに協力を仰ぐ、そういったお考えがないかどうか、大臣に伺いたいと思います。

あわせて、最後になりましたけれども、今回の法の整備を受けまして、法律の運用に向けての法務大臣の御決意を賜りたいと思います。

○杉浦国務大臣 大変適切な御質問をいただきました、ありがとうございます。

この法案の趣旨を実現するためには、申請資格のある被害者に対して申請の機会を十分に確保することが重要であることは申し上げるまでもないところでございます。

法律では、支給手続を開始した場合には、手続に関する事項を官報で公告するとともに、知れている被害者等に個別に通知することとされておりますが、それだけでは不十分であることは先生御指摘のとおりでございます。

運用上は、先生おっしゃったように、個々の事案に応じまして、例えば検察庁のホームページを開設しておりますので、法務省も開設しております。

すが、個々の事件の支給手続に関する情報を掲載するとか、あるいは、関係機関、団体等に情報提供して協力を仰ぐなどの広報活動を行っていくことが考えられると思います。

日本司法支援センターにつきましては、その業務の一つに法定されておりますが、犯罪被害者に対する情報提供を業務の一つに掲げておりますので、業務開始は十月からでございますが、検察官から司法支援センターに対して個別具体的な事件に応じまして情報提供を行うなどして連携を図ってまいりたい、こう思っている次第でございます。

今回の法整備は、政府の犯罪被害者等基本計画に定めております施策の一環として位置づけられるものでございまして、犯罪収益の剝奪、財産犯等の犯罪行為の被害者の保護を一層充実させるということでございます。大変意義深い法整備であると考えております。

これから、振り込め詐欺だとか五菱会同様のやみ金融事件が続々摘発されておりますが、そういうような事件の処理において威力を発揮していくのではないかとこのように思っております。

今回の法整備がなされた後は、法律の周知徹底を図ることはもとよりでございますが、実際に手続を主宰する検察官において、検察庁で関係各機関と緊密な連携をとりながら、その適切かつ確実な実施に努めてまいれる所存でございます。

○矢野委員 ありがとうございます。

今、大臣から大変前向きな御答弁をいただきました。国民のためにもそういう周知徹底というのは大変大切だと思いますので、ぜひ前向きにお取り計らいをお願いしたいと思います。

最後に、やみ金の被害者の中には家族や職場に知られたくないという方も多いんだそうでございます。被害者情報の収集、わけて、被害回復給付金支給法案第十二条に言います裁定書の送達等、そういう通知には、やはりプライバシーの保護も含めて慎重な配慮も必要かと思えます。あわせてお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

す。ありがとうございます。

○石原委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る九日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十六分散会

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三条第一項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産(第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。)を没収することができる。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、

その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に關し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。

二 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。

三 当該犯罪被害財産について、情を知つて、これを收受する行為が行われたとき。

第十四条中「第三項各号」を「第四項各号」に改める。

第十六条第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

第十八条第一項中「次条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条之二 裁判所は、第十三条第三項の規定により犯罪被害財産を没収し、又は第十六条第二項の規定により犯罪被害財産の価額を追徴するときは、その言渡しと同時に、没収すべき財産が犯罪被害財産である旨又は追徴すべき価額が犯罪被害財産の価額である旨を示さなければならぬ。

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額に相当する金銭は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第 号)に定めるところによる被害回復給付金の支給に充てるものとする。

第四十三条第一項中「第十六条第二項」を「第十

六条第三項に改める。
第六十四条の次に次の一条を加える。
(要請国への執行財産等の譲与等)

第六十四条の二 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国(第三項において「執行共助の要請国」という。)から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭(以下この条において「執行財産等」という。)の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

2 法務大臣は、執行財産等の全部又は一部を譲与することが相当であると認めるときは、没収又は追徴の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察庁の検事正に対し、当該執行財産等の譲与のための保管を命ずるものとする。

3 法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。
一 執行共助の要請国から執行財産等の譲与の要請があつた場合において、これに応ずるか否かの判断をするために必要があると認めるとき。

二 執行共助の要請国から執行財産等の譲与の要請がされるときは、前項に規定する必要があると認めるとき。

第七十三条に次の一項を加える。

2 第六十四条の二第二項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三條、第四條、第十四條第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三條の見出し中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同条第一項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第六十四条の二第一項に規定する執行財

産等をいう。以下同じ。)の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第四條中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」と、同法第十四條第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至つた」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等」と、「送付しなければ」とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのは「執行財産等」と、「返還」とあるのは「処分」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(次条において「新組織的犯罪処罰法」という。)第十三條第三項第一号の規定の適用については、同号中「前項各号に掲げる罪」とあるのは、「前項に規定する罪」とする。

第三条 新組織的犯罪処罰法第十三條第三項、第十六條第二項及び第十八條の二の規定は、この法律の施行前に犯した罪に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三條第二項に規定する犯罪被害財産に関するこの法律の施行後に犯した罪の犯罪行為を理由とする当該犯罪被害財産若しくはその保有若しくは処分に基づき得た財産の没収又はその価額の追徴についても、適用する。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「国際共助手続」を「国際共助手続等」に改める。

第六章の章名中「国際共助手続」を「国際共助手続等」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)
第二十二條の二 第二十一條に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

第二十三條の見出し中「共助」を「共助等」に改め、同条中「前二條を「前三條」に、「共助」を「共助及び前条の規定による譲与に」に、「共助の」を「共助及び譲与の」に改める。

理由

犯罪収益のはく奪及び犯罪の被害者の保護を一層充実にするため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産(犯罪被害財産)について、一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とした上、没収し、又は追徴した財産を犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律による被害回復給付金の支給に充てるための所要の規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案

目次
第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 被害回復給付金の支給
第一節 通則(第三條・第四條)
第二節 犯罪被害財産支給手続
第一款 手続の開始等(第五條・第八條)
第二款 支給の申請及び裁定等(第九條・第十三條)
第三款 支給の実施等(第十四條・第十七條)
第四款 特別支給手続(第十八條・第二十条)
第五款 手続の終了(第二十一條)
第六款 被害回復事務管理人(第二十二條・第二十七條)
第七款 雑則(第二十八條・第三十四條)
第三節 外国譲与財産支給手続(第三十五條・第三十九條)
第三章 不服申立て等(第四十條・第四十八條)
第四章 雑則(第四十九條)
第五章 罰則(第五十條・第五十一條)
附則
第一章 総則

(目的)
第一條 この法律は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十三條第二項各号に掲げる罪の犯罪行為(以下「対象犯罪行為」という。)により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによつて、その財産的被害の回復を図ることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

一 犯罪被害財産 組織的犯罪処罰法第十三条第二項に規定する犯罪被害財産をいう。

二 被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次章第二節又は第三節の規定によりその金額が算出されるものをいう。

三 給付資金 組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定により没収された犯罪被害財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭(当該犯罪被害財産が金銭であるときは、その金銭)、組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭又は第三十六条第一項の規定により得られた金銭(当該外国譲与財産が金銭であるときは、その金銭)であつて、検察官が保管するものをいう。

四 支給対象犯罪行為 第五条第一項又は第三十五条第一項の規定によりその範囲が定められる対象犯罪行為をいう。

五 外国犯罪被害財産等 外国の法令による裁判又は命令その他の処分により没収された財産又は追徴された価額に相当する金銭(日本国の裁判所が言い渡した組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定による犯罪被害財産の没収の確定裁判の執行として没収された財産及び組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の確定裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭を除く。)であつて、日本国の法令によれば対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産若しくは当該財産の保有若しくは処分に基つき得た財産又はそれらの価額に相当する金銭に当たるものをいう。

六 外国譲与財産 外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭であつて、外国から譲与を受けたものをいう。

七 費用 この法律の規定による公告及び通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして法務省令で定める費用をいう。

八 費用等 費用及び第二十六条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する被害回復事務管理人の報酬をいう。

第二章 被害回復給付金の支給

第一節 通則

(被害回復給付金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、支給対象犯罪行為により被害を被った者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつてこれにより財産を失つたものに対し、被害回復給付金を支給する。

2 国は、前項に規定する者(以下「対象被害者」という。)について、相続その他の一般承継があつたときは、この法律の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復給付金を支給する。

(被害回復給付金の支給を受けることができない者)

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、被害回復給付金の支給を受けることができない。

一 支給対象犯罪行為により失われた財産(当該財産が二人以上の者の共有に属するとき、その持分。以下この条、第九条第一項第二号及び第三号並びに第十条第二項において同じ。)の価額に相当する損害の全部について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。)における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自

己に不法な原因がある者その他被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二節 犯罪被害財産支給手続

第一款 手続の開始等

(支給対象犯罪行為の範囲を定める処分等)

第五条 検察官は、犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判が確定したときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならない。

2 前項に規定する支給対象犯罪行為の範囲は、次に掲げる対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、犯罪被害財産の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。

一 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

二 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る犯罪行為が対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産に關して行われたものである場合における当該対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

3 検察官は、前二項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を二以上に区分して定めたときは、その範囲ごとに、第一項に規定する没収の裁判で示された犯罪被害財産(一の犯罪被害財産が異なる支給対象犯罪行為の範囲に属する対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基つき得た財産から形成されたものであつて額又は数量により区分することができないものである場合において、当該犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られる金銭の価額又は同項に規定する追徴の裁判で示された犯罪被害財産の価額を区分するものとする。

(犯罪被害財産支給手続の開始)

第六条 検察官は、前条第一項に規定する裁判で

示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 検察官は、外国から前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

3 前二項の決定は、前条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

4 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその価額とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができ

第七条 検察官は、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項(前条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。)を官報に掲載して公告しなければならない。

一 犯罪被害財産支給手続を開始した旨 二 犯罪被害財産支給手続を行う検察官が所属する検察庁 三 支給対象犯罪行為の範囲 四 当該決定の時に掲げる給付資金の額 五 支給申請期間 六 その他法務省令で定める事項 2 前項第五号に掲げる支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。 3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。 4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。 (犯罪被害財産支給手続の不開始) 第八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるときは、犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定をするものとする。 2 検察官は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 第二款 支給の申請及び裁定等 (支給の申請) 第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。 一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実 二 支給対象犯罪行為により失われた財産の価額	三 控除対象額(支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る)における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。) 四 その他法務省令で定める事項 2 前項の規定による申請をした対象被害者について、当該申請に対する次条又は第十一条の規定による裁定が確定するまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者の一般承継人は、支給申請期間が経過した後であっても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復給付金の支給の申請をすることができ、この場合において、当該一般承継人は、法務省令で定めるところにより、同項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを検察官に提出しなければならない。 3 前二項の規定による申請その他この法律に基づく手続を代理人によりしようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合を除き、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人としなければならない。 (裁定) 第十条 検察官は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支給申請期間が経過したとき(その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したときは、遅滞なく、その申請人が被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当するか否かの裁定をしなければならない。前条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したとき(その時点において、第五条第一	項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したときも、同様とする。 2 検察官は、被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定(以下「資格裁定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、資格裁定を受ける者で次の各号に掲げる者に該当するものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該各号に定める額とする。 一 同一の支給対象犯罪行為により同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人 当該財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該対象被害者又はその一般承継人の数(同一の対象被害者の一般承継人が二人以上あるときは、これらを一人とみなす。)で除して得た額(同一の対象被害者の一般承継人については、この額を当該一般承継人の数で除して得た額) 二 前号に掲げる者のほか、同一の対象被害者の一般承継人 当該対象被害者に係る支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該一般承継人の数で除して得た額 3 前項後段に規定する場合において、当該資格裁定を受ける者のうちに各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合を乗じて得た額とする。 第十一条 検察官は、被害回復給付金の支給の申請が支給申請期間(第九条第二項の規定による	申請にあつては、一般承継があつた日から六十日)が経過した後には、その申請を却下する旨の裁定をしなければならない。 2 検察官は、申請人が、第二十八条第一項の規定による報告、文書その他の物件の提出又は出頭を命ぜられた場合において、正当な理由がなくこれに応じないときは、その申請を却下する旨の裁定をすることができる。 (裁定の方式等) 第十二条 前二条の規定による裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印をしなければならない。 2 検察官は、裁定書の謄本を申請人に送達しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、検察官が裁定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもつて同項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。 (裁定表の作成等) 第十三条 検察官は、第十条又は第十一条の規定による裁定をしたときは、次に掲げる事項を記載した裁定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを当該検察官が所属する検察庁に備え置かなければならない。 一 資格裁定を受けた者の氏名又は名称及び当該資格裁定において定められた犯罪被害額(資格裁定を受けた者がないときは、その旨) 二 その他法務省令で定める事項 第三款 支給の実施等 (支給の実施等)
---	---	--	---

第十四条 検察官は、すべての申請に対する第十

条又は第十一条の規定による裁定、第二十六条
第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬
の決定及び犯罪被害財産支給手続に要する費用
の額が確定したとき（第六条第二項の規定によ
り犯罪被害財産支給手続を開始した場合であつ
て、当該確定の時点において、同条第一項に規
定する犯罪被害財産又はその価額についてこれ
を給付資金として保管するに至っていないとき
は、当該給付資金を保管するに至ったときは、
遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被害回
復給付金の支給をしなければならない。）

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の
額は、資格裁定により定められた犯罪被害額の
（以下この項及び第十六条第二項において「総犯
罪被害額」という。）が、給付資金の額から犯罪
被害財産支給手続に要する費用等の額を控除し
た額を超えるときは、この額に当該資格裁定を
受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額に対
する割合を乗じて得た額（その額に一元未満の
端数があるときは、これを切り捨てた額とし、
その他のときは、当該犯罪被害額とする。）

3 検察官は、第一項の規定により支給する被害
回復給付金の額を裁定表に記載し、法務省令で
定めるところにより、その旨を公告しなければ
ならない。

4 検察官は、第一項の規定にかかわらず、被害
回復給付金の支給を受けることができる者の所
在が知れないことその他の事由により当該被害
回復給付金の支給をすることができないときは
は、第三十一条第一項に規定する期間が経過す
るまでの間、当該被害回復給付金に相当する金
銭を保管するものとする。この場合において、
当該保管に係る金銭は、第二十六条第一項及び
第三十四条の規定の適用については、給付資金
に含まれないものとする。

（裁定等確定前の支給）
第十五条 検察官は、前条第一項に規定する裁
定、報酬の決定又は費用の額の一部が確定して

いない場合であっても、資格裁定を受けた者（当
該資格裁定が確定している者に限る。）に対し、
被害回復給付金の支給を受けることができること
と見込まれる者の利益を害しないことが明らかで
あると認められる額の範囲内において相当と認
める額の被害回復給付金の支給をすることがで
きる。

2 検察官は、前項の規定により被害回復給付金
を支給した場合において、前条第一項に規定す
る裁定、報酬の決定及び費用の額のすべてが確
定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者
に対し、同条第二項の規定により算出される支
給すべき被害回復給付金の額から前項の規定に
より支給された被害回復給付金の額を控除した
額の被害回復給付金の支給をしなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定
により支給する被害回復給付金について準用す
る。この場合において、同条第三項中「額」とあ
るの「額」（次条第一項の規定により支給され
た被害回復給付金の額を含む。）と読み替える
ものとする。

（追加支給）
第十六条 検察官は、犯罪被害財産支給手続にお
いて、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の
決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を
受けたすべての者について被害回復給付金の支
給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しく
はこの項の規定による被害回復給付金の支給又
は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条
第三項において準用する場合を含む。）以下この
項において同じ。）の規定による被害回復給付金
に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第
二十一条第一項第一号から第三号までにおいて
同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続
に係る給付資金を新たに保管するに至った場合
（当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを
保管するに至った場合を含む。）において、既に
支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段

の規定により被害回復給付金に相当する金銭が
保管された場合においては、当該金銭を含む。
次項において「既支給被害回復給付金」という。）
の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格
裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに
至った給付資金から被害回復給付金の支給をし
なければならない。ただし、その時点における
給付資金をもつてはその支給に要する費用等を
支弁するのに不足すると認めるとき、その他そ
の時点においては被害回復給付金の支給をする
ことが相当でないと認めるときは、この限りで
ない。

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の
額は、総犯罪被害額（総犯罪被害額から既支
給被害回復給付金の額の総額を控除した額をい
う。以下この項において同じ。）が、前項に規定
する給付資金の額から費用等の額（既支給被害
回復給付金の算出において控除した費用等の額
を除く。）を控除した額を超えるときは、この額
に資格裁定を受けた者に係る犯罪被害残額（犯
罪被害額から既支給被害回復給付金の額を控除
した額をいう。以下この項において同じ。）の総
犯罪被害残額に対する割合を乗じて得た額（そ
の額に一元未満の端数があるときは、これを切
り捨てた額とし、その他のときは、犯罪被害
残額とする。）

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項
の規定により支給する被害回復給付金について
準用する。
（資格裁定確定後の一般承継人に対する被害回
復給付金の支給）
第十七条 検察官は、資格裁定が確定した者に
ついて一般承継があつた場合において、その者に
支給すべき被害回復給付金でまだ支給していな
いものがあるときは、その者の一般承継人で
あつて当該一般承継があつた日から六十日以内
に届出をしたものに対し、未支給の被害回復給
付金の支給をしなければならない。この場合に
おいて、当該一般承継人は、法務省令で定める

ところにより、届出書を検察官に提出しなけれ
ばならない。

2 前項の規定により届出をした一般承継人が二
人以上ある場合における当該一般承継人に支給
する被害回復給付金の額は、同項に規定する未
支給の被害回復給付金の額を当該一般承継人の
数で除して得た額（その額に一元未満の端数が
あるときは、これを切り捨てた額とする。）た
だし、当該一般承継人のうちに各人が支給を受
けるべき被害回復給付金の額の割合について合
意をした者があるときは、当該合意をした者に
支給する被害回復給付金の額は、この項本文の
規定により算出された額のうちこれらの者に係
るものを合算した額に当該合意において定めら
れた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の
額の割合を乗じて得た額（その額に一元未満の
端数があるときは、これを切り捨てた額）とす
る。

第四款 特別支給手続

（特別支給手続）
第十八条 検察官は、前三款の規定による手続に
おいて、次の各号のいずれかに該当するとき
は、遅滞なく、当該手続における支給申請期間
（第九条第二項の規定による申請にあつては、
一般承継があつた日から六十日以内に被害回復
給付金の支給の申請をしなかつた者又は前条第
一項に規定する一般承継人と同項の届出をしな
かつたものに対して残余給付資金（被害回復給
付金の支給等に係る手続が終了した後の残余の
給付資金をいう。以下同じ。）から被害回復給付
金を支給するための手続（以下「特別支給手続」
という。）を開始する旨の決定をするものとし
る。ただし、その時点において見込まれる残余
給付資金をもつては特別支給手続に要する費用
等を支弁するのに不足すると認めるとき、そ
他の時点においては特別支給手続を開始する
ことが相当でないと認めるときは、この限りで
ない。

一 第九条第一項の規定による申請がないと

き。

二 第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定した場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 第十条の規定による資格裁定を受けた者がいないとき。

ロ 第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等をしてなおお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認めるとき。

(公告等)

第十九条 検察官は、特別支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、法務省令で定めるところにより、前三款の規定による手続において公告した第七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一 特別支給手続を開始した旨

二 残余給付資金の額(当該決定の時ににおいてその額が確定していないときは、残余給付資金として見込まれる額)

三 特別支給申請期間(特別支給手続に係る支給申請期間をいう。以下同じ。)

四 その他法務省令で定める事項

2 前項第三号に掲げる特別支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者及び既に第七条第三項本文の規定により通知を受けた者については、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。
(準用)

第二十条 前二款の規定は、特別支給手続について準用する。この場合において、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条第一項中「支給申請期間」とあるのは「特別支給申請期間」と、第十条第一項中「経過したとき(その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき)」とあるのは「経過したとき」と、第十四条第二項及び第四項中「給付資金」とあるのは「残余給付資金」と読み替えるものとする。

第五款 手続の終了

第二十一条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害回復給付金の支給等をする前に、当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ 第六条第一項 給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

ロ 第六条第二項 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるとき。

二 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかつた場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

三 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他特別支給手続を開始することが相当でないとき。

四 特別支給手続を開始した場合において、前条において準用する第九条第一項の規定による申請がないとき。

五 特別支給手続において、すべての申請に対する前条において準用する第十条又は第十一条の規定による裁定、当該手続に係る第二十条第六項第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手続に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けた者がいないとき。

ロ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について、被害回復給付金の特別支給等(前条において準用する第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項の規定による被害回復給付金の支給又は前条において準用する第十四条第四項前段(第十五条第三項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。))の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。以下この号において同じ。をしたとき(当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達した場合に限る。)

ハ ロに掲げる場合を除き、前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の特別支給等をした場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

六 前各号に掲げる場合を除き、給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

2 検察官は、前項の規定により犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をしたときは、法務

省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六款 被害回復事務管理人

(被害回復事務管理人の選任等)

第二十二条 検察官は、弁護士(弁護士法人を含む。)の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 第七条第三項又は第十九条第三項の規定による通知に関する事務

二 第十条又は第十一条(これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。))の規定による裁定のための審査に関する事務

三 第十三条(第二十条において準用する場合を含む。))の規定による裁定表の作成又は第十四条第三項(第十五条第三項及び第十六条第三項(これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。))並びに第二十条において準用する場合を含む。若しくは第二十六条第三項の規定による裁定表への記載に関する事務

四 その他法務省令で定める事務(第四十条第一項各号に掲げる処分、決定及び裁定を除く。)

2 検察官は、被害回復事務管理人を選任したときは、法務省令で定めるところにより、その氏名又は名称、被害回復事務(前項の規定により被害回復事務管理人に行わせることとした事務をいう。以下同じ。))の範囲その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(被害回復事務管理人の義務等)

第二十三条 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。

2 検察官は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務に関し報告をさせることができる。

3 検察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は適正を欠い

ていと認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

4 検察官は、被害回復事務管理人が前項の措置を講じないとき、その他重要な事由があるときは、被害回復事務管理人を解任することができる。

(訴訟記録の使用等)

第二十四条 検察官は、被害回復事務を行うために必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、支給対象犯罪行為に係る被告事件の最終後の訴訟記録を使用させるものとする。

2 検察官は、被害回復事務を行うため必要があると認める場合であつて、相当と認めるときは、被害回復事務管理人に対し、支給対象犯罪行為に係る訴訟に関する記録(前項の訴訟記録を除く。)を使用させることができる。

(事務の結果の報告)

第二十五条 第二十二条第一項第二号に掲げる事務を行う被害回復事務管理人は、当該事務を終えたときは、遅滞なく、検察官に対し、書面により、その結果を報告しなければならない。

(被害回復事務管理人の報酬等)

第二十六条 被害回復事務管理人は、給付資金から、費用の前払及び検察官が定める報酬を受け、ることができ、

2 第二十二条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による報酬の決定について準用する。この場合において、同条第二項中「裁定書」とあるのは「報酬決定書」と、「申請人」とあるのは「被害回復事務管理人」と読み替えるものとする。

3 検察官は、第一項の規定による報酬の決定をしたときは、その報酬の額を裁定表に記載しなければならない。

(被害回復事務管理人の秘密保持義務等)

第二十七条 被害回復事務管理人(弁護士法人である場合には、その社員又は使用人である弁護士

士であつて被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。)又は被害回復事務管理人であつた者は、被害回復事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 被害回復事務管理人は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七款 雑則

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

2 被害回復事務管理人は、被害回復事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償請求権等との関係)

第二十九条 被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

(不正利得の徴収等)

第三十条 犯罪被害財産支給手続において、偽りその他不正の手段により被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、検察官は、国税滞納処分の例により、その者から、その支給を受けた被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 第一項の規定により徴収した金銭は、当該犯罪被害財産支給手続において、第三款及び第四款の規定により被害回復給付金を支給するにつ

いては、その徴収の時に新たに保管するに至つた給付資金とみなす。

(権利の消滅等)

第三十一条 犯罪被害財産支給手続において、被害回復給付金の支給を受ける権利は、第十四条第三項(第十五条第三項及び第十六条第三項)これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。)並びに第二十条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定により消滅した権利に係る保管金(第十四条第四項前段第十五条第三項及び第十六条第三項)これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。)並びに第二十条において準用する場合を含む。)の規定により保管している金銭をいう。)は、当該犯罪被害財産支給手続において、第三款及び第四款の規定により被害回復給付金を支給するについては、その消滅の時に新たに保管するに至つた給付資金とみなす。

(被害回復給付金の支給を受ける権利の保護)

第三十二条 被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(戸籍事項の無料証明)

第三十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、検察官若しくは被害回復事務管理人又は被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般継承人又は資格認定が確定した者の一般継承人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(一般会計への繰入れ)

第三十四条 検察官は、第八条第一項又は第二十一条第一項の決定が確定した場合において、その確定の時に給付資金を保管しているときは、これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

第三十四条 検察官は、第八条第一項又は第二十一条第一項の決定が確定した場合において、その確定の時に給付資金を保管しているときは、これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 犯罪被害財産支給手続が終了した後に第十六条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定により被害回復給付金を支給した場合において、その支給が終了した時に給付資金を保管しているときも、前項と同様とする。

第三節 外国譲与財産支給手続
(支給対象犯罪行為の範囲を定める処分等)
第三十五条 検察官は、外国譲与財産により被害回復給付金を支給しようとするときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならない。

2 前項に規定する支給対象犯罪行為の範囲は、同項の外国譲与財産に係る第二条第五号の対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、外国犯罪被害財産等の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 検察官は、前二項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を二以上に区分して定めたときは、その範囲ごとに、第一項の外国譲与財産(一の外国譲与財産が異なる支給対象犯罪行為の範囲に属する対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産から形成されたものであつて額又は数量により区分することができないものである場合においては、当該外国譲与財産の換価又は取立てにより得られる金銭の価額を区分するものとする。

(外国譲与財産の処分)
第三十六条 検察官は、外国譲与財産が金銭以外の財産であるときは、その換価又は取立てをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、外国譲与財産の価

額が著しく低い場合において、当該外国譲与財産の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、これを廃棄することができる。

(外国譲与財産支給手続の開始)

第三十七条 検察官は、第三十五条第一項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を定めた場合において、同項の外国譲与財産について、これを給付資金として保管するに至ったときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「外国譲与財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもっては外国譲与財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては外国譲与財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 検察官は、外国から外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、外国譲与財産支給手続を開始する旨の決定をすることができる。

3 前二項の決定は、第三十五条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

4 検察官は、二以上の外国譲与財産について第三十五条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの外国譲与財産(既に外国譲与財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の外国譲与財産とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができる。

5 検察官は、外国譲与財産について第三十五条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲と犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について第五条第一項の規定により

定められた支給対象犯罪行為の範囲とが同一であるときは、これらの外国譲与財産(既に外国譲与財産支給手続が開始されているものを除く。)及び犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の外国譲与財産とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができる。

(外国譲与財産支給手続の不開始)

第三十八条 検察官は、外国譲与財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるときは、外国譲与財産支給手続を開始しない旨の決定をするものとする。

2 検察官は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(準用)

第三十九条 前節(第五条、第六条及び第八条を除く。)の規定は、外国譲与財産支給手続について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、第十条第一項及び第二十条中「第五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と、第十四条第一項及び第二十一条第一項中「第十四条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、第十四条第一項中「犯罪被害財産又はその価額」とあるのは「外国譲与財産」と、第二十一条第一項第一号イ中「第六条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第二十四条第二項中「除く。」とあるのは「除く。」及び外国譲与財産に係る外国の法令による裁判又は命令その他の処分に関する記録」と、第三十四条第一項中「第八条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第四十条 次の各号に掲げる処分、決定又は裁定(以下「処分等」という。)に不服がある者は、そ

れぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対し、書面により、審査の申立てをすることができる。

一 第五条第一項又は第三十五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分 当該処分公告があつた日の翌日

二 第八条第一項、第二十一条第一項(前条において準用する場合を含む。)又は第三十八条第一項の決定 当該決定公告があつた日の翌日

三 第十条又は第十一条(これらの規定を第二十条(前条において準用する場合を含む。)及び前条において準用する場合を含む。)の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

四 第二十六条第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定 報酬決定書の謄本の送達があつた日の翌日

2 前項の規定にかかわらず、天災その他同項に規定する期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内限り、審査の申立てをすることができる。

(他の申請人への通知等)

第四十一条 検察庁の長は、前条第一項第三号に掲げる裁定についての審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、当該他の申請人に対し、その旨を通知し、かつ、意見を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(裁決)

第四十二条 検察庁の長は、第四十条第一項の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第四十条第一項に規定

する期間が経過した後にはされたものであるとき、その他不合法であるとき 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てが理由がないとき 当該審査の申立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てが理由があるとき 当該審査の申立てに係る第四十条第一項各号に掲げる処分等を取り消し、又は変更する裁決

2 前項第三号に定める処分等を変更する裁決においては、審査申立人の不利益に当該処分等を変更することはできない。

(裁定の方式等に関する規定の準用)

第四十三条 第十二条の規定は、前条第一項各号に定める裁決について準用する。この場合において、第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項及び第三項中「裁定書」とあるのは「裁決書」と、同条第二項中「申請人」とあるのは「審査申立人(当該審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、審査申立人及び当該他の申請人)と読み替えるものとする。

(行政不服審査法の準用)

第四十四条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十条から第十三条まで、第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十七条、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第二十四条、第二十五条第一項本文、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項から第五項まで、第三十八条、第三十九条、第四十二条第四項、第四十三条第一項から第三項まで並びに第四十四条の規定は、第四十条第一項の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項及び第十三条第二項	審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）	審査庁
第十七条第一項	提出し、又は処分庁に対し第十五条第一項から第三項までに規定する事項を陳述する	提出する
第十七条第二項	正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）	正本
第十七条第三項	提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	提出した
第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	処分
第十八条第四項	正本及び副本を処分庁又は	正本を
第三十一条	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	正本
第三十四条第二項	職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ	職員に
第三十八条	処分庁の上級行政庁である審査庁	審査庁
第四十二条第四項	又は審査請求録取書及び	及び
第四十三条第三項	参加人及び処分庁	参加人
	法令の規定により公示された処分	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第 号）第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定
	当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示し	法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告し

（不服申立ての制限） 第四十五条 第四十条第一項各号に掲げる処分等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 （訴訟との関係） 第四十六条 第四十条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。 （訴訟の特例） 第四十七条 第四十条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 2 前項に規定する訴えは、第四十三条において準用する第十二条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。 3 前項の期間は、不変期間とする。 4 国は、第一項に規定する訴えが、他の申請人に対する第四十条第一項第三号に掲げる裁定又は当該裁定に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しを求めるものであるときは、遅滞なく、当該他の申請人に対し、訴訟告知をしなければならない。 （取消裁決等があつた場合の申請等の効力） 第四十八条 第五条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分（以下この条において「旧処分」という。）を取り消す裁決若しくは旧処分を取り消す判決が確定した場合において改めて支給対象犯罪行為の範囲を定める処分（以下この条において「新処分」という。）がされたとき、又は旧処分を変更する裁決（以下この条において「変更裁決」という。）が確定したときは、旧処分に基づいて申請人が行った申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）又は申請人に対して行われた調査その他の行為（以下この条において「調査等」という。）は、新処分又は変更裁決に基づいて申請人が行った申請等又は申請人に対して行われた調査等とみなす。 第四章 雑則 （法務省令への委任） 第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。 第五章 罰則 第五十条 第二十七条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第九条第一項又は第二項（これらの規定を第二十条（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者 二 第二十七条第一項（第二十条（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条において準用する場合を含む。）に規定する場合を含む。次号において同じ。）に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者 三 第二十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは文書の提出を命ぜられて、又は第二十八条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは文書の提出を求められて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出した者（申請人又は第十七条第一項の規定により届出をした者に限る。） 2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした	第四十五条 第四十条第一項各号に掲げる処分等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 （訴訟との関係） 第四十六条 第四十条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。 （訴訟の特例） 第四十七条 第四十条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 2 前項に規定する訴えは、第四十三条において準用する第十二条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。 3 前項の期間は、不変期間とする。 4 国は、第一項に規定する訴えが、他の申請人に対する第四十条第一項第三号に掲げる裁定又は当該裁定に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しを求めるものであるときは、遅滞なく、当該他の申請人に対し、訴訟告知をしなければならない。 （取消裁決等があつた場合の申請等の効力） 第四十八条 第五条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分（以下この条において「旧処分」という。）を取り消す裁決若しくは旧処分を取り消す判決が確定した場合において改めて支給対象犯罪行為の範囲を定める処分（以下この条において「新処分」という。）がされたとき、又は旧処分を変更する裁決（以下この条において「変更裁決」という。）が確定したときは、旧処分に基づいて申請人が行った申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）又は申請人に対して行われた調査その他の行為（以下この条において「調査等」という。）は、新処分又は変更裁決に基づいて申請人が行った申請等又は申請人に対して行われた調査等とみなす。 第四章 雑則 （法務省令への委任） 第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。 第五章 罰則 第五十条 第二十七条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第九条第一項又は第二項（これらの規定を第二十条（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出した者 二 第二十七条第一項（第二十条（第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十九条において準用する場合を含む。）に規定する場合を含む。次号において同じ。）に規定する届出書に虚偽の記載をして提出した者 三 第二十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは文書の提出を命ぜられて、又は第二十八条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは文書の提出を求められて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出した者（申請人又は第十七条第一項の規定により届出をした者に限る。） 2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした
---	---

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項から第三項までの規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「第十三条第二項各号に掲げる罪」とあるのは、「第十三条第二項に規定する罪」とする。

(経過措置)

第三条 検察官は、外国から外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭の譲与を受けるため特に必要なと認めるときは、この法律の施行の前日においても、第三十五条の規定並びに第三十九条において準用する第二十二条第一項、第二十三条第二項から第四項まで、第二十四条及び第二十八条の規定の例により、支給対象犯罪行為の範囲を定めること、被害回復事務管理人を選任し、被害回復事務を行わせることその他の外国譲与財産支給手続を開始するために必要な行為をすることができる。

2 第三十九条において準用する第二十三条第一項及び第二十七条の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人について、第三十

九条において準用する第二十七条第一項の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人であつた者について、それぞれ準用する。

3 前項において準用する第三十九条において準用する第二十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 この法律の施行の際現に第一項の規定により選任された被害回復事務管理人である者は、この法律の施行の日に、第三十九条において準用する第二十三条第一項の規定により被害回復事務管理人に選任されたものとみなす。

5 第一項の規定により行われた外国譲与財産支給手続を開始するために必要な行為は、この法律の施行の日以後は、この法律の規定により当該外国譲与財産支給手続において行われた行為とみなす。

理由

犯罪の被害者の保護を一層充実させるため、財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産(犯罪被害財産)の没収又はその価額の追徴により得た財産等を用いて、当該犯罪行為により財産的被害を受けた者等に対する被害回復給付金の支給を行うために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年六月十五日印刷

平成十八年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K